

広島県告示第八百十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百三十七号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

| 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|---------|------------|----------------|
| 第一種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 一月一日から二月三十一日まで |

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市内海町横島防地地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウアを結んだ三直線によつて囲まれた区域

基 点 一 福山市内海町横島横田漁港船舶巻き上げ施設北側護岸付け根から防

波堤沿い東側に十五メートルの所

〃 二 内海町横島荷上場南側から一番目の防潮扉北端

〃 三 〃 弁天橋橋脚北端から海岸沿い北に十五メートルの所

〃 四 〃 荷上場南側付け根

ア 一から二を見通す線と三から六十度の線との交点

イ 〃 四から九十五度の線との交点

ウ 三から六十度の線と四から九十五度の線との交点

六 地元地区

福山市内海町横島